

札幌圏都市計画 区域区分（素案） ～ 区域区分の見直しの方針 小樽市 ～

区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）は、北海道が定める都市計画です。

札幌市周辺は、札幌市、江別市、北広島市、石狩市と小樽市の一部（銭函4、5丁目の石狩湾新港地域）を札幌圏として、一体的な都市計画が定められています。

現在の札幌圏の区域区分の目標年が平成22年であることから、平成22年3月頃を目途として、見直しを予定しています。

小樽市では、北海道が今回の区域区分を見直すに当たり、小樽市の素案（見直し案）を、北海道に提出する予定です。

このため、小樽市の素案をまとめるに当たって、市民の皆様にご意見を募集し、反映したいと考えております。

なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしません。重複したご意見を適宜取りまとめた上で、素案への反映の考え方を公表する予定です。

次ページ以降に、「区域区分（素案）」について説明しています。

1 区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）とは

区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）は、北海道が定める都市計画です。

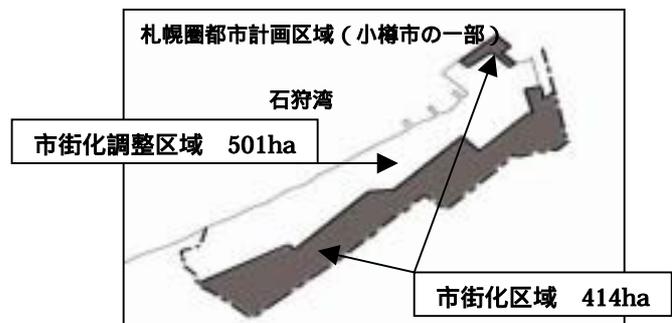
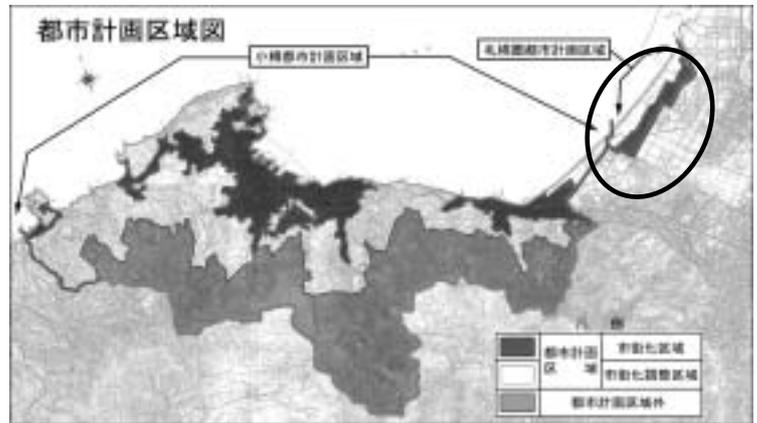
市街地として積極的に整備する区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに都市計画区域を区分し、無秩序な市街化の拡大による環境の悪化の防止と計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を図ることを目的として、昭和43年（1968年）の新都市計画法により創設された制度です。

平成12年の都市計画法の改正により、都道府県が地域の実情に応じて区域区分を定めるか否かを選択できることとなっていますが、政令指定都市である札幌市を含む札幌圏都市計画区域は、法令により区域区分を定めることが義務づけられています。

札幌圏都市計画区域の小樽市域分は、石狩町（現石狩市）の行政区域の一部として昭和48年に区域区分が定められております。

その後、昭和50年に石狩町（現石狩市）の行政区域の一部が小樽市に編入されたことに伴う行政区域の境界変更により、この区域がそのまま小樽市域分として都市計画区域に編入され、区域区分が行われています。

本区域では、この制度に基づき、現在まで良好な市街地の形成に努めてきたところであります。



2 区域区分の見直しの視点

本区域の区域区分は、おおむね5年ごとを目処としまして、これまでに5回の定時見直しを行い、今回が6回目の見直しとなります。

北海道では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」とします。）と同様に、札幌圏都市計画区域の区域区分を平成22年3月頃、見直す予定です。

小樽市では、北海道が今回区域区分を見直すに当たり、整開保と同様に、素案（見直し案）を北海道に提出する予定となっています。

このため、区域区分の素案（見直し案）を作成するにあたり、基本的な考え方を整理するために、北海道の土地利用の考え方などを基本として、小樽市総合計画などにおける土地利用の考え方、整開保の目標年である平成32年までの人口・産業の見通しなどの視点で、区域区分の決定の有無と市街化区域の拡大の必要性について検討しました。

北海道の土地利用の考え方等

北海道都市計画マスタープラン

今後の北海道の都市の将来像や都市計画のあり方等について目指すべき方向性を示し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めていく際の道筋を示すものとして平成14年に策定しています。

北海道では、この計画において、区域区分の考え方を以下のとおり示しています。

- ・市街化区域は、市街地内の人口・産業を適切に収容する規模とします。
- ・都市における人口、産業の動向や少子高齢化の進行といった現象を総合的に勘案し、市街化区域の拡大は基本的に抑制していきます。

「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」

北海道では、安全で快適な都市生活を持続可能とする地域社会を目指していくため、平成18年7月に策定しています。

この方針において、北海道では、既成市街地における土地利用を合理的に行いながら市街地の外縁部の無秩序な拡大抑制と、中心市街地としての機能の集積を同時に行うことが、持続可能な都市を構築するためには実効性が高いことから、土地利用制度による規制と都市機能の集積等の支援措置に取り組むこととしており、コンパクトなまちづくりを進めるための4つの視点として、「市街地の無秩序な拡大抑制」、「既成市街地の都市機能の適正立地」、「中心市街地への都市機能の集積」、「中心市街地の賑わいづくり」などを掲げています。

市街化区域の無秩序な拡大を抑制し、市街地への都市機能の集積に努める。

小樽市の土地利用の考え方等

「第6次小樽市総合計画」(平成21年4月策定)

海と山に囲まれ平地の少ない本市の地形的な特性や土地利用の経緯、実態などを考慮し、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興など適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。

「小樽市都市計画マスタープラン」(平成15年4月策定)

自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、計画的・効率的な土地利用を進めます。

このため、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保持し、都市機能を計画的に整備する市街化区域の範囲は、概ね現状を維持します。

自然環境の保全や都市機能充実を図るため、調和の取れた土地利用を目指します。

人口及び産業の動向

小樽市銭函4，5丁目の石狩湾新港地域

人口

工業専用の用途などから、将来においても定住人口は想定しておりません。

産業

工業、商業とも新たな企業の進出や操業などの設備投資が続いており、製造品出荷額、卸売販売額ともに増加傾向にあります。

産業規模は増加傾向にありますが、社会経済情勢などから、急激に増加する傾向にはないものと考えます。

土地利用の動向

小樽市銭函4，5丁目の石狩湾新港地域

石狩湾新港地域では、企業の立地は進んでいますが、依然として多くの未利用地を残しています。

今後とも札幌圏の地理的・経済的優位性を生かした企業誘致を進める必要があります。

3 札幌圏都市計画 区域区分（素案）～区域区分の見直しの方針～

以上のことから、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）の見直しにかかる小樽市の方針を次のとおりとします。

産業規模については、急激に増加する傾向にはなく、石狩湾新港地域の企業立地を進める必要があることから、産業規模等の面からの市街化区域の拡大は行わない。